

## 改正 1-6

# 公的年金（老齢給付）

## 1 老齢基礎年金の受給

### (1) 受給資格期間

— 略 —

#### 年金額

原則 40 年（480 月）加入した場合にのみ、満額 772,800 円（平成 26 年 4 月～）を受給  
できます。未納、免除あるいは猶予の期間があると満額を受給できません。

（途中省略）

### ●老齢基礎年金の受給

$$\text{老齢基礎年金} = 772,800 \text{ 円} \times \frac{\text{納付済月数} + \text{免除された月数（調整あり）}}{\text{加入可能月数（通常 480 月）}}$$

## 2 老齢厚生年金の受給

### (2) 特別支給の老齢厚生年金

#### ②定額部分

— 略 —

### ●定額部分の計算式

$$\text{定額部分} = 1,676 \text{ 円} \times \underbrace{(1.875 \sim 1.000)}_{\text{生年月日による}} \times \underbrace{\text{被保険者月数}}_{\text{物価スライド率}} \times 0.961$$

（平成 26 年 4 月～）

#### 重要ポイント

も同様に変更をお願いします。

青字の個所が改正点です。